

# 「特別会計に関する法律案」について

平成 19 年 1 月  
財 務 省

## 1. 法律制定の趣旨等

一般会計と区分して経理を行うため、特別会計を設置し、その目的、管理及び経理について定めるとともに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（以下「行革推進法」という。）を踏まえ、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示その他所要の措置を講ずる。

## 2. 法律の構成

従来、特別会計に関しては、特別会計ごとにその設置根拠となる法律が定められていたが、行革推進法の趣旨を踏まえ、一般会計と異なる取扱いを整理するため、各特別会計法で個々に定められている会計手続を横断的に見直し、全ての特別会計を対象に、

第 1 章（総則）において、各特別会計に共通する規定

第 2 章において、各特別会計の性格に応じた個別の経理に関する規定  
を定める、一括法（新法）を制定することとしている。

## 3. 法案の概要

(1) 第 1 章では、各特別会計に共通する基準として、歳入歳出予算の区分、予算及び決算等の作成及び提出、一般会計からの繰入れや借入金の使途を明確化すべきこと、剰余金の処理に係る共通ルール、繰越し等に関する規定の整理を行う。

また、企業会計の慣行を参考とした資産・負債等の開示を法定化するなど、特別会計に係る情報開示を進めるための規定を整備する。

(2) 第 2 章では、17 の特別会計を設置し、それぞれの目的、管理する大臣、勘定区分、歳入及び歳出、一般会計からの繰入対象経費、積立金、借入金対象経費、繰越し等について、規定を定める。

(3) この法律の適用に関しては、現行 31 本の全ての特別会計法を平成 18 年度限りで廃止することとし、平成 20 年度以降の統廃合に係る部分を除き、原則、全ての特別会計について 19 年度予算から適用とすることとしている。

## 4. 法案の条文構成

（別紙参照）

## 5. 予算関連

本法案は、平成 19 年度予算の編成の前提となった新たな特別会計のルールを定めるものであり、また平成 19 年度特別会計予算の執行の前提となるもの。従って、予算と一体不可分のものとして、年度内の成立が必要。

## 6. 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度以降に統合する特別会計における統合に関する規定を除き、平成 19 年度予算から適用する。

## 特別会計に関する法律案（条文構成）

### 本則

#### 第一章 総則

##### 第一節 通則

（目的）

（設置）

##### 第二節 予算

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）

（歳入歳出予算の区分）

（予算の作成及び提出）

（一般会計からの繰入れ）

（弾力条項）

##### 第三節 決算

（剰余金の処理）

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

（歳入歳出決算の作成及び提出）

##### 第四節 余裕金等の預託

（余裕金の預託）

（積立金及び資金の預託）

##### 第五節 借入金等

（借入金）

（借入限度の繰越し）

（一時借入金等）

（借入金等に関する事務）

（国債整理基金特別会計への繰入れ）

##### 第六節 繰越し

##### 第七節 財務情報の開示

（企業会計の慣行を参考とした書類）

（財務情報の開示）

#### 第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

##### 第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計

##### 第二節 地震再保険特別会計

##### 第三節 国債整理基金特別会計

##### 第四節 財政投融资特別会計

##### 第五節 外国為替資金特別会計

##### 第六節 エネルギー対策特別会計

##### 第七節 労働保険特別会計

##### 第八節 年金特別会計

##### 第九節 食料安定供給特別会計

##### 第十節 農業共済再保険特別会計

##### 第十一節 森林保険特別会計

##### 第十二節 国有林野事業特別会計

##### 第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

##### 第十四節 貿易再保険特別会計

##### 第十五節 特許特別会計

##### 第十六節 社会資本整備事業特別会計

##### 第十七節 自動車安全特別会計

#### 各節の規定事項

（目的）

（管理）

（勘定区分）

（歳入及び歳出）

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

（一般会計からの繰入対象経費）

（他の勘定、他の会計への繰入れ）

（積立金・資金）

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

（借入金対象経費）

（融通証券等）

（繰越し）

#### 第三章 雑則 実施規定

### 附則

○施行期日及び適用関係

○各特別会計の当分の間の措置

○法律の廃止（現行の31特別会計法及び国庫余裕金の繰替使用に関する法律の廃止）

○暫定的に設置する特別会計（国営土地、特定国有財産、国立高度専門医療センター、登記等を含む、14会計）

○法律の廃止に伴う経過措置（暫定的に設置する特別会計の廃止に伴う経過措置を含む）

○他法の一部改正、等